

(その1)

収支報告書

かまぼこすけの会
録田桂輔後援会

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

岡山県倉敷市大島 422-5-102

録田 桂輔

録田 泰信

事務担当者の氏名

録田 泰信

電話番号

086-421-5889



解散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、さくら色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 衆議院議員 (現(候))

(※)選挙区名 岡山県第5区

資金管理団体の届出をした者の氏名 録田 桂輔

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 2 年 7 月 1 日 から

令和 2 年 12 月 31 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

令和 2 年分 ※該当箇所に☑をすること。

政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 録田 桂輔

公職の種類 衆議院議員 (現(候))

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 2 年 7 月 1 日 から

令和 2 年 12 月 31 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円	7579,000
(前年からの繰越額)					70
(本年の収入額)					7579,000
支 出 総 額					7369,000
翌年への繰越額					7210,000

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円	710,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)					10人

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 7369,000	録田桂輔君からの寄附等
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	7369,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア + イ)	7369,000	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳				寄附者の区分 <input checked="" type="radio"/> 1.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体			
寄附者の氏名(又は名称)	金 額			年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
録田桂輔	十億	百万	千	円	令和		
			¥50,000	27	17	岡山県新見市哲西町上神代1349	団体役員
録田桂輔			¥30,000	29	17	岡山県新見市哲西町上神代1349	団体役員
計			¥80,000				
この頁の小計			¥80,000				
その他の寄附			¥19,000				
合計			¥99,000				

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 同一本部・支部(選管等へ届け出たものに限る。)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目	金 額					備 考
	十 億	百 万	千	円	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費						
(1) 人 件 費		7368	010			臨時アルバイト職員及び 会計責任者計2名分
(2) 光 熱 水 費				0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				0		
(4) 事 務 所 費			990			銀行手数料等
小 計		7369	000			
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費				0		
(2) 選 挙 関 係 費				0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費				0		(3)にはア～エの計を記載のこと
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0		
イ 宣 伝 事 業 費				0		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費				0		
エ そ の 他 の 事 業 費				0		
(4) 調 査 研 究 費				0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0		
(6) そ の 他 の 経 費				0		
小 計				0		
合 計		7369	000			(注) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。併せて（その16）に記載が必要です。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

政治資金監査報告書

令和 3年 5月 31日

鎌田桂輔後援会

代表 鎌田 桂輔 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第2832号

研修修了年月日 令和2年12月10日

桑原



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、鎌田桂輔後援会の令和2年7月1日から令和2年12月31日までの法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、鎌田桂輔後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると桑原一が判断したため、桑原一 登録政治資金監査人の事務所（岡山県岡山市西大寺松崎 248-83）において実施した。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて、支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

鎌田桂輔後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、鎌田桂輔後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以上